

## 届け出は忘れずに しないと受給できなさいとも

国民年金を  
やめるとき

届け出をします。  
被保険者の資格をそぞつなくして年金手帳が必要です。これは、会社などで勤めてもほかの年金で加入するよ

うになったときも申出をすることになります。申出をすると、保険料が滞りません。これが、届け出をする届け出であります。

住所などが

変わったときには、異動などの手続きがあつたものとして同時に市民課で処理されます。ですから、これらの手続きのときには、民謡金手帳を忘れずにご持つてください。

職場で加入する年金は、会社などでその手続きをしてくれば、国民年金では、たとえば会社をやめたり、または勤めることになった場合に加入する人自身が加入の届け出をしなければなりません。

もし、この届け出をしないでいると、あとで国民年金に加入したとしても、その所在が留められ、保険料を納める機会をなくしたりして、結果的には年金を受けることができなくなることも考えられます。加入手続きは忘れないようにしておきましょう。



12

## 隨想

「いまの若い人は...」といふ言葉よく聞く。礼儀知らずとか良識がないなどに使われている様である。ある

学校教師は「父兄のなかで程度の悪いのは三十歳前後、ことに終戦直後に生まれた若い母親である」とい

う。先生が生徒を注意すると「子どもを叱らず私を存分に叱ってください」といふ。

気に入らないとあいさつもしない。また、子どもの行

い声でいさつする。

私の弟子には二十歳前後には多い。自分の都合など一言もいえない私た

る。

児のように「せんせい、こ

の若い人は、「あはたとへさし

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279</